

平成31年度に向けた教育・保育施設の利用定員について

1 認可定員・利用定員の概要

(1) 認可定員(収容定員)

① 定義

- ・ 施設(事業を含む。以下同じ。)の受入可能人数を示すもの。
- ・ 施設認可にあたっては、認可定員に応じた職員数や保育室面積等の基準を満たしていることが必要。

② 認可主体

- ・ 設置者(事業者を含む。以下同じ。)の申請を受け、認可権者が認可する。

【認可権者】

県：幼稚園

市：保育所、幼保連携型認定こども園、
地域型保育事業

(参考)

- ・ 幼稚園型認定こども園＝幼稚園＋保育所機能
- ・ 保育所型認定こども園＝保育所＋幼稚園機能

※ 30年度までは県に認定権限あり。

※ 法改正により、31年度から中核市へ権限移譲。

(2) 利用定員

① 定義

- ・ 施設の利用人数を示すもの。
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく給付費(※)を受けるには、利用定員に応じた職員数や保育室面積等の基準を満たしていることが必要。
(※) 施設の運営費用。保育所の場合は委託費。

② 設定主体

- ・ 市と設置者との協議により、市が設定する。
- ・ 子ども・子育て会議の意見聴取が必要。

③ 運用

- ・ 利用定員の遵守が原則だが、需要の増大への対応(超過入所)は可能。
- ・ 設置者が受ける給付費の単価は、利用定員により決定。
利用定員:少 = 子ども1人当りの単価:高
利用定員:多 = 子ども1人当りの単価:低
- ・ 利用人数が恒常的に利用定員を超過している場合は、給付費が減算となる。

④ 八戸市子ども・子育て支援事業計画(教育・保育の需給計画)における位置付け

- ・ 利用定員 = 事業計画における確保方策 = 需要に対する供給量

2 利用定員設定にあたっての市の考え方

- ・ 基本的には認可定員と同数とする。
- ・ 但し、幼稚園については、認可定員に対して利用人数が少ないと見込まれる場合は、利用状況を踏まえて設定する。

(参考) 事業計画における教育・保育施設(事業)の提供区域

支給認定区分	年齢	状況	教育・保育施設(事業)	提供区域
1号認定	満3歳以上	教育を希望	幼稚園・認定こども園	市全域
2号認定	満3歳以上	保育が必要	保育所・認定こども園	10地区
3号認定	満3歳未満	保育が必要	保育所・認定こども園・地域型保育事業	

3 教育・保育施設(事業)の移行状況 (各年度4月1日現在)

子ども・子育て支援新制度施行

施設(事業)種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(予定)
幼稚園(私学助成) (休園を除く)	19	16	11 (3園が統合)	7 (休園1)	5	4
幼稚園(新制度)	-	3	5	7	8	9
認定こども園	4	46	52	59	63	65
(幼保連携型)(本園)	3	34	39	44	48	51
(分園)	-	0	0	0	1	2
(幼稚園型)	1	1	1	2	2	2
(保育所型)	0	11	12	13	13	12
保育所	69	28	23	18	18	17
(本園)	69	28	23	18	18	17
(分園)	4	3	3	1 (休止のち廃止1)	1	1
小規模保育事業	-	0	0	0	0	1
施設(事業)計	92	93	91	91	94	95
(うち新制度移行数)	-	77	80	84	89	91

4 利用定員の設定・変更内容

※ 施設種類の表記

- ・幼保連携型 = 幼保連携型認定こども園
- ・幼稚園型 = 幼稚園型認定こども園
- ・保育所型 = 保育所型認定こども園

(1) 新設(予定)

開設時期 (予定)	施設名	施設種類	地区	利用定員					備考
				1号 認定	2号・3号認定			合計	
					2号	3号	計		
31年 4月 1日	幼保連携型認定こども園 小中野保育園分園	幼保連携型 分園	小中野	0	0	29	29	29	
	保育園七色のみち	保育所	下長	0	27	23	50	50	認可外保育施設から移行
31年 6月 1日	高州保育園	保育所	下長	0	23	17	40	40	認可外保育施設から移行

(2) 新制度への移行・施設種類の変更

移行・変更時期	施設名	施設種類	地区	利用定員					備考
				1号 認定	2号・3号認定			合計	
					2号	3号	計		
31年 4月 1日	八戸聖ウルスラ学院幼稚園	幼稚園	根城	87	0	0	0	87	新制度へ移行
	サンフラワー保育園	幼保連携型	根城	15	72	48	0	135	保育所から移行、1号設定
	認定こども園すみれ保育園	幼保連携型	白銀	3	39	23	0	65	保育所型から移行、1号2人減、 2号4人増、3号12人減
	白銀保育所	保育所型	白銀	5	32	28	0	65	保育所から移行、1号設定、 2号2人増、3号2人減

(3) 利用定員の変更

変更時期	施設名	施設種類	地区	利用定員					備考	
				1号 認定	2号・3号認定		合計			
					2号	3号		計		
30 年度	30年 5月 1日	みどり幼稚園	幼稚園	柏崎	75	0	0	0	75	1号15人減
	30年 5月 1日	いちのさわ保育園	保育所	南郷	0	45	35	80	80	2号13人減、3号3人増
	30年 6月 1日	認定こども園根岸保育園	幼保連携型	下長	15	54	46	100	115	1号5人増、2号11人減、3号11人増
	30年 7月 1日	認定こども園テレジア保育園	保育所型	小中野	10	25	25	50	60	1号8人増
	30年10月 1日	明星こども園	幼保連携型	白銀	15	42	43	85	100	2号8人減、3号2人減
31 年度	31年 4月 1日	八戸幼稚園	幼稚園	吹上	45	0	0	0	45	1号20人増
		まほろば幼稚園	幼稚園	根城	105	0	0	0	105	1号15人減
		桐の葉保育園	保育所	小中野	0	45	35	80	80	2号10人減、3号10人減
		たいなか保育園分園いちごみるく	保育所分園	三八城	0	0	20	20	20	3号9人減
		上田面木こども園	幼保連携型	根城	12	31	29	60	72	2号4人減、3号6人減
		根城こども園	幼保連携型	根城	15	40	50	90	105	1号5人増、2号10人減
		幼保連携型認定こども園 長坂保育園	幼保連携型	根城	15	70	60	130	145	1号5人増
		幼保連携型認定こども園 小中野保育園	幼保連携型	小中野	15	72	28	100	115	2号12人増、3号12人減
		認定こども園かもめ幼稚園	幼稚園型	鮫	31	22	28	50	81	1号39人減、2号18人減、3号2人減
認定こども園轟木保育園	保育所型	市川	13	42	38	80	93	1号3人増		

5 利用定員の増減

【新制度に移行した認可施設(事業)】各年度4月現在

(人)

事業計画における 提供区域	① 30年度利用定員					② 31年度利用定員					②-① 増減				
	1号 認定	2号・3号認定			合計	1号 認定	2号・3号認定			合計	1号 認定	2号・3号認定			合計
		2号	3号	計			2号	3号	計			2号	3号	計	
A 豊崎・上長		144	116	260		144	116	260			0	0	0		
B 長者・根城		746	608	1,354		732	602	1,334			▲ 14	▲ 6	▲ 20		
C 三八城・下長		446	383	829		462	408	870			16	25	41		
D 小中野・柏崎・吹上		532	478	1,010		534	485	1,019			2	7	9		
E 白銀・湊・大館		906	712	1,618		904	714	1,618			▲ 2	2	0		
F 鮫・南浜		113	102	215		95	100	195			▲ 18	▲ 2	▲ 20		
市川		223	177	400		223	177	400			0	0	0		
館		64	46	110		64	46	110			0	0	0		
是川		100	90	190		100	90	190			0	0	0		
南郷		58	32	90		45	35	80			▲ 13	3	▲ 10		
市全域	1,700	3,332	2,744	6,076	7,776	1,782	3,303	2,773	6,076	7,858	82	▲ 29	29	0	82